

北海道告示第 10798 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により市町村から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和 5 年 5 月 22 日

北海道知事 鈴木 直道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

美原 S C

釧路市美原 4 丁目 1 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社山新新免商店 代表取締役 新免 禎夫

釧路市愛国東 1 丁目 15 番 6 号

株式会社きりんや 代表取締役 平松 雄介

釧路市愛国東 2 丁目 11 番 15 号

亀掛川 秋男

釧路市栄町 3 丁目 1 番地 8

羽石 禮子

釧路市美原 4 丁目 1 番 8 号

岸本 真希人

釧路市美原 4 丁目 1 番 24 号

長澤 榮

釧路市美原 4 丁目 1 番 23 号

3 市町村から聴取した意見の概要

(1) 事業活動で発生したごみは事業者の排出責任のもと、一般廃棄物と産業廃棄物の区別、分別を徹底し、排出抑制とリサイクルに努めること。

(2) 一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、廃棄物処理業の許可の有無、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているかを確認して委託すること。なお、産業廃棄物については、釧路市及び釧路広域連合が運営する施設では処理できないので注意すること。

4 意見の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 5 年 5 月 22 日（月）から令和 5 年 6 月 22 日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで